

■竹材利用促進事業費補助金

目的：竹材の収集に係る経費を支援することにより、竹資源の積極的な有効活用を促進し、地域産業の振興を図る。

対象となる竹材：県内の森林法第5条に定められた森林で伐採され、有価で取引されるモウソウチク、マダケ、ハチク(クロチク、トラフダケを含む)等
ただし、エネルギー利用※する場合は除く。

※エネルギー利用とはバイオマス発電など直接的に竹材をエネルギーとして利用する場合を指す

補助事業者(事業実施主体)：竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者等から竹材を購入する民間事業者(中小企業)、広域活動団体、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、竹材利用者等の組織する団体で、県内に主たる事業者を有する者。

伐採事業者等：立竹を伐採、枝払い及び玉切りし、竹材(チップ化されたものを含む)として搬出する法人、団体または個人及びそれらを取りまとめる者。
ただし、工芸品として利用される竹材に限り、立竹の所有者を含む。

補助単価：補助事業者が設定する竹材1kg当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額(1円未満切捨て)。(上限：竹材1kg当たり22円)
工芸品として利用される竹材は、一束当たり30kgとする。
集成材として利用されるモウソウチクは、1m当たり3.75kgを乗じたうえで本数を乗じたものを重量(1kg未満切捨て)とする。

○事業の流れ

